



SOMPO

損保ジャパンDC証券

安心・安全・健康のテーマパーク

2022年1月31日

確定拠出年金法の改正について（その3）

一昨年6月15日にお知らせした通り、令和2年5月29日、第201回通常国会において「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日に公布されました。

この度、「iDeCo加入者」および「iDeCo加入検討中の方」向けの制度改正に係る周知用の、厚生労働省からのお知らせが新たに作成されましたので、掲載いたします。

法改正のポイントとともに留意点が記載されておりますので、ご確認ください。

P1：iDeCoの加入可能年齢の拡大（2022年5月施行）

P2：企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和（2022年10月施行）

DB等の他制度と同時加入する場合のiDeCo拠出限度額の変更（2024年12月施行）

以上

令和4(2022)年5月から

iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます

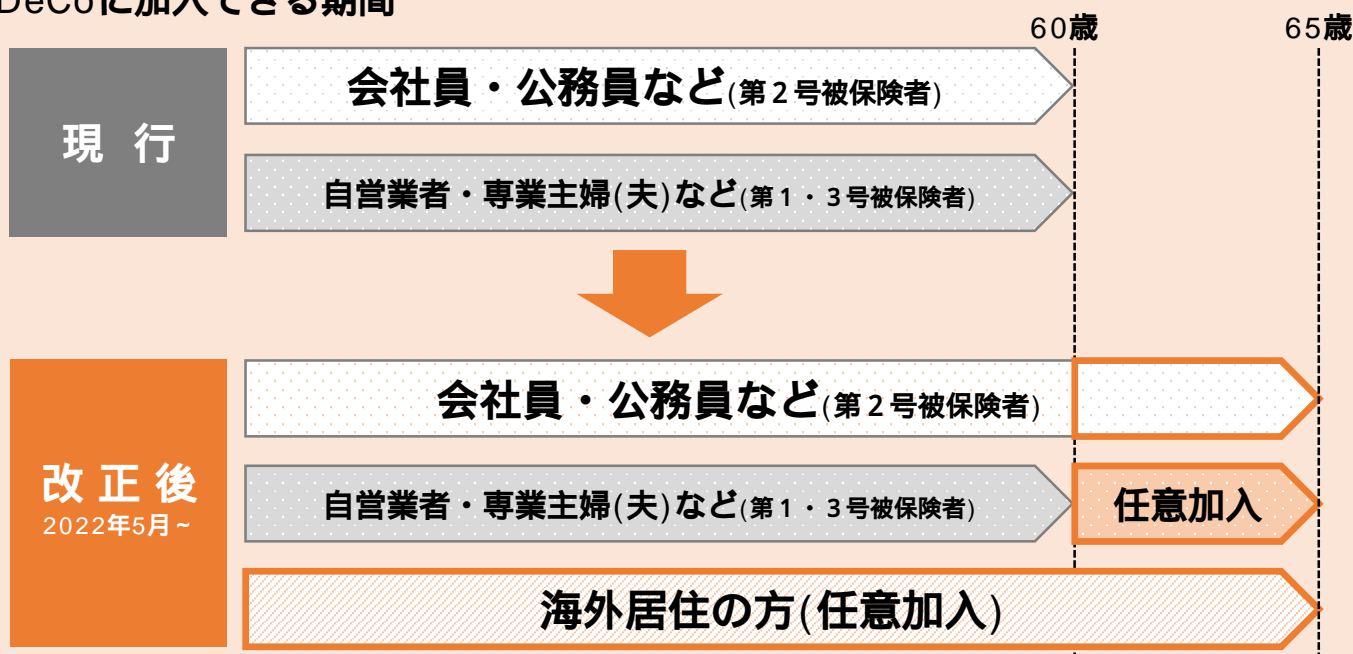
これまで iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみでした。
海外居住の方は加入できませんでした。

2022年5月以降

新たに下記の方がiDeCoに加入できるようになります。

会社員・公務員など(国民年金第2号被保険者)で60歳以上65歳未満の方
60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
国民年金に任意加入している海外居住の方

iDeCoに加入できる期間



国民年金への任意加入については、こちらのQRコードからご確認ください。
~厚生労働省ウェブサイト(2020年の制度改正/2022年5月施行)~



ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。
掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関(運営管理機関)に対して運用指図者となる手続きをする必要があります。(ただし、昭和37(1962)年5月1日以前に生まれた方は、60歳到達時に加入者の資格を喪失しているため、令和4(2022)年5月以降に加入者となるためには受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。)
- 自営業者・専業主婦(夫)などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。

令和4(2022)年10月から

企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

iDeCoに加入できなかった**企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。**

iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円（確定給付型の他制度にも加入する場合は、月額2.75万円）を超えることはできません。

確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金

以下の **が要件です。**

掛金（企業型DCの事業主掛金・iDeCo）が各月拠出であること

企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと



	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 iDeCoの拠出限度額の上限は2万円	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円

例：企業型DCのみに加入していて、企業型DCの事業主掛金額が3万円の場合

月額5.5万円 - 3万円(企業型DCの事業主掛金額) = 2.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります（確定給付型に加入する場合）

2024年12月以降

確定給付型の他制度に加入する場合（公務員を含む）のiDeCoの**拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。**

iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：企業型DCと確定給付型の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合

月額5.5万円 - 4万円(企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) = 1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)

確定給付型の他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合

月額5.5万円 - 2万円(他制度掛金相当額) = 3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)



ご注意ください

1 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。

既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額（月額5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。

iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の概要は、こちらのQRコードからご確認ください。



1 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。

厚生労働省ウェブサイト
(2020年の制度改正/2024年12月施行)